

「地域学校協働活動」のあるべき姿
(提言)

令和2年9月

西東京市社会教育委員の会議

目次

はじめに	1
1 「地域学校協働活動」の必要性とあるべき姿.....	2
(1) 「地域学校協働活動」を推進する利点.....	2
(2) 「地域学校協働活動」の諸活動.....	3
(3) 「地域学校協働活動」に参画する人々.....	3
(4) 「地域学校協働活動」の主な活動場所.....	4
2 西東京市の現状	5
(1) 市内小・中学校の「学校と地域」の連携・協力について.....	5
(2) 西東京市の放課後子供教室について.....	5
3 「地域学校協働活動」に向けた今後の課題と方向性.....	6
(1) 人材	6
(2) 行政	6
(3) 情報の共有	6
(4) 学校	6
(5) 地域	7
まとめ	8

はじめに

生涯学習・社会教育を取り巻く現状として、平成 27 (2015) 年 9 月に国連で SDGs (持続可能な開発目標) が採択されたが、そこでは目標の一つとして「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられた。

また、国においては、平成 29 (2017) 年に社会教育法が改正され、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、総がかりで教育を実現するため「地域学校協働活動」を法律で位置づけ、地域学校協働活動の推進に向けたガイドラインが策定された。東京都においては、東京都生涯学習審議会において『「地域と学校の協働」を推進する方策についてー建議ー』（平成 31 (2019) 年 2 月）が提出され、「地域と学校の協働」のあり方等が示されている。

西東京市社会教育委員の会議では、平成 30 (2018) 年 6 月に「放課後子供教室の今後のあり方について（提言）」の中で、「地域学校協働活動」を推進するためには、「放課後子供教室事業」は欠くことのできない基礎的事業の一つだととらえた。そのため、学校支援から一歩進めた地域と学校の双方向の関係構築を実現することが重要であり、「放課後子供教室」の更なる充実に向けて提言を行った。

また、令和元 (2019) 年 6 月の「今後の社会教育行政のあり方(提言)」においては、人口減少や ICT、グローバル化など、子どもを取り巻く環境が変化する中で、社会教育関係の組織や取り組みを再評価することとなった。そこでは、社会教育課のあり方として、教育委員会と首長部局を横断する(つなぐ)部署の設置や「生涯学習センター機能」を担当する組織の整備、「地域」と「学校」をつなぐ「コーディネーター」の配置を挙げ、「地域学校協働活動」を念頭に置いた提言を行った。

西東京市社会教育委員の会議において、今回は上記二つの提言に鑑み、西東京市の総合計画や教育計画にも取り上げられている「地域学校協働活動」に焦点を当て、議論する必要があると考えた。そこで、市内全小・中学校の実態調査(令和 2 (2020) 年 1 月)を実施し、小・中学校の地域連携がどのように行われているのか、現状の把握に努めた。また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第 47 条の 5)の改正」によりコミュニティ・スクールの設置が努力義務に変更された点や、「西東京市子ども条例の制定」による子どもの人権等の一層の理解・啓発を踏まえ、学校と地域が連携・協働して子どもを育て、大人も共に学ぶことができる、西東京市としての「地域学校協働活動」の確立を実現するために提言をすることとした。

1 「地域学校協働活動」の必要性とあるべき姿

地域学校協働活動とは、「地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、『学校を核とした地域づくり』を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動¹」であり、現在全国各地で子どもの学びを支える活動が進められている状況にある。

また、令和2（2020）年度から全面実施されている新学習指導要領では、変化する社会の中で学校と地域が連携・協働する「社会に開かれた教育課程²」が明示され、地域の人的・物的資源を活用して、学校の教育活動を支援することが求められている。

このようにして「学校・家庭・地域」における「教育力」の再構築や「学校を核とした地域づくり」の取り組みとしても「地域学校協働活動」の実現は、子どもの成長を支え、地域を創生することに繋がる価値があるものと思われる。

そこで、令和元（2019）年6月に本会議で提言した「今後の社会教育行政のあり方」を踏まえ、今後、西東京市としての「地域学校協働活動」の必要性やあるべき姿を考えてみたい。

（1）「地域学校協働活動」を推進する利点

「地域学校協働活動」を推進することで「地域学校協働活動」を通じて子どもたちが地域の大人との関わりを持ち、ほめてもらったり認められたりすることを通して、地域に住む人々の思いや生き方を知るとは、地域への愛着につながっていくという利点があると考えられる。

そのため、次世代を担う子どもを巡る環境の変化に対応するためにも、子どもたちの教育に関心を寄せ、地域を挙げて育てていこうという熱意のある地域団体等における多様な人々の協力を、また、知識・経験の豊富な高齢者においては地域に暮らす子どもを「たまご＝他孫³」として育むことを期待したい。

こうした取り組みは、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えることができ、地域の活性化につながる仕組みを構築することにも通じる。

また、地域の大人にとっては、子どもと関わり共に学ぶことを通して、多くの元気（エネルギー）をもらい、地域に貢献しているというやりがいや成就感にも繋がるという利点

¹ 「学校と地域でつくる学びの未来」文部科学省ホームページ、2020年9月25日閲覧、<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/kyodo.html>

² “より良い学校教育を通じてより良い社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められている資質・能力を子供たちに育むこと。（「学校と地域でつくる学びの未来」文部科学省ホームページ、2020年9月25日閲覧、<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/syakaini-hirakareta.html>）

³ 牧野篤 「今後の社会教育及び公民館のあり方について～西東京市公民館の取組の先に見えてくるもの～」西東京市平成30年度公民館運営審議会委員研修発表資料、平成31年1月9日開催。

が考えられる。

一方で、学校は「地域学校協働活動」を推進することで、地域の方々からの支援を受けて登下校の安全を守ることが出来ること、授業や部活動の充実・改善に繋がることによって、ダイナミックな教育活動を実施することが出来るのである。

このような観点から、住民が主体的に地域課題を解決する学習の場、また、学習成果を地域活動に実際につなげる場となり得る「地域学校協働活動」は、各小・中学校で実施されている幅広い活動との連携が望まれる。

(2) 「地域学校協働活動」の諸活動

「地域学校協働活動」としては、次のような諸活動が考えられる。

① 協働活動

学習・部活動支援、登下校の見守り、花壇整備、地域行事 等

② 放課後子供教室等の学習活動

放課後や土曜日、休日における学習・スポーツ活動 等

③ 体験活動

社会奉仕体験活動、自然体験活動、職場体験活動 等

④ その他

市民まつり、学校避難所運営協議会 等

(3) 「地域学校協働活動」に参画する人々

地域については、下記のようにとらえられる。

第1は、教育法令により定められた地域住民である。ここには、当該地域に居住する方々、当該地域にある企業、関係行政機関（児童相談所、警察等）やNPOなど、当該地域を構成するすべての関係者が該当する。

第2は、地理学の視点から見た地域である。行政上の機能的単位である学校の学区は区分の中でもわかりやすい。

第3は、社会学的な視点から見た地域社会であり、ここでは地域的基準以上に、i) 地域性、ii) 協働性、iii) コミュニティ感情、といった社会的結合の意味が含まれる。

以上のことから、地域社会の中心は「学校」ととらえ、本提言では「地域学校協働活動」における地域は、地域社会の最低限の単位としての「小学校区」とした。

このように、地域は多様なとらえ方をすることができ、「地域学校協働活動」に参画する方々としては、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の人材が考えられる。

こうした人々の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働していくことが肝要と考えられる。

限られた人々で地域を支える現在のあり方が限界にきているとの指摘もあり、今後はこうした「ゆるやかな地域のつながり」から地域に新たな風を吹き込むことが重要である。

(4) 「地域学校協働活動」の主な活動場所

学校施設のみならず、社会教育施設である公民館、図書館のほか、体育館などのスポーツ施設、さらには地区会館やコミュニティ・センター、市民集会所、福社会館など、それぞれの地域の特性を生かした活動場所が考えられる。

また、企業の人的・物的資源の活用や企業の持つ教育プログラムの提供を得て地域に「学びの場」をつくっていくことも、「地域学校協働活動」に資すると考える。

2 西東京市の現状

社会教育委員の会議では、令和2（2020）年1月に市内全小・中学校へ「学校と地域の連携・協力」に関して、①学校教育への協力・連携 ②地域活動（行事・防災）への協力・連携 ③環境整備等の協力・連携 ④その他（交流・居場所）の4項目について、調査を依頼し回答を得た。また、令和元（2019）年10月に市内小学校2校（けやき小学校・住吉小学校）の「放課後子供教室」の視察を行った。そこから、以下のことが見えてきた。

（1）市内小・中学校の「学校と地域」の連携・協力について

調査の結果、西東京市の各小学校では少なからず、地域の協力のもと、登下校の見守りや、校区のパトロール、読み聞かせ、学校行事へのPTAの手伝い、地域の行事などが実施されている。そして、全小学校に共通してみられる地域協力活動に「放課後子供教室」「育成会活動」「避難所運営協議会」があった。

また、中学校においても授業に関連する地域の団体、企業の協力、PTAの学校行事の手伝い、放課後カフェなどの居場所づくり、地域行事への中学生ボランティアの参加が見られた。

いずれの地域も、特有の地理的、社会的な特徴を有し、活動の種類や内容には、その置かれた環境によって地域ごとに多様な取組みが見られた。

（2）西東京市の放課後子供教室について

現在、西東京市においては、市内全18小学校に設置されている学校施設開放運営協議会（学校・施設の利用団体・育成会・PTA・保護者の会などで構成）に委託し、放課後子供教室が行われている。各校の校庭・体育館を学校教育に支障がない範囲で、子どもの安全な遊び場として開放する「遊び場開放事業」は全校で実施されている。また、ランドセルを置いたまま参加できる「自由遊び」11校、「学習活動の機会提供」が12校実施されている⁴。

その他、11校で地域の人材を活用し、児童・生徒の健全育成及び地域住民の生涯学習活動の展開を促進する「地域生涯学習事業」を行っている。

社会教育委員の会議では、そのうちの2校（けやき小学校・住吉小学校）の「放課後子供教室」の視察を行った。けやき小学校では「よさこいソーラン」「習字教室」「自由学習」の3教室が開催され、児童が好きな教室に参加していた。また、住吉小学校では「自由遊び」「ステンシル画教室」が開催され、そのうち「自由遊び」では多くの児童が放課後サポーターの見守りの中、活発に過ごしていた。

⁴ 令和2年9月時点

3 「地域学校協働活動」に向けた今後の課題と方向性

(1) 人材

学校と地域をつなぐ人材としては、双方が、理解と気遣いをもち、地域の情報を収集・整理、調整する能力等が求められる。今後、地域と学校の橋渡し役として連携のとれる「地域学校協働活動推進員」や「地域コーディネーター」の適切な配置・育成（研修）が重要である。

また、人材としては、「地域学校協働活動」の全体像を捉え、活動を推進していくことが出来る統括コーディネーター（社会教育主事有資格者や社会教育士などの有資格者が望ましい）の役割が必要である。

(2) 行政

「地域学校協働活動」の促進に向けた支援の強化をする。つまり、地域コーディネーターの発掘、育成（研修）や「地域学校協働活動本部」等とコミュニティ・スクールを一体化して推進していく仕組みづくりの構築が期待される。

また、「地域学校協働活動」の導入による学校（校長や教職員）の負担感を払拭するために、学校に対して「地域学校協働活動」のよさを啓発していくことも重要である。そのため、「地域学校協働活動」の推進に向けて、市は教育委員会と首長部局が、互いに独自性を保ちながら積極的に連携・協働していくことが望まれる。

(3) 情報の共有

「地域学校協働活動」を推進するためには、学校と地域において、必要な情報の共有化を図ることが大切である。地域は、学校をサポートするため、学校にかかわるルールをよく理解し、ホームページや配布物に目を通して、学校を知る努力が必要である。一方、学校も校長をはじめ教職員一人ひとりが地域活動の大切さを理解し、現在の学校運営連絡協議会やPTA運営委員会、自治会等の場で情報を共有化していくことが両者の良好な関係を醸成していくと考える。

(4) 学校

地域と学校の連携・協働の取り組みによって学校は、校外活動時の引率、登下校の見守り、授業支援など、地域の力を借りて今まで十分に出来なかった教育活動の展開が期待できるのである。また、地域と共通理解を図る機会が増え、学校の抱える問題も、地域の多様な人々の参画により、多角的に取り組むことができるなど、学校にとっても様々な効果を生み出すことができる。

校長の学校経営方針に「社会に開かれた教育課程の創造」や「地域学校協働活動の推進」等を掲げることは、真に地域と学校の連携・協働を強めるものと考えられる。

(5) 地域

学校への支援協力活動は地域住民の生きがい、フレイル予防や自己実現にもつながり、子どもたちと顔見知りになることで、地域の他の場でのつながりをもつことができ、地域の安全安心につながる。また、将来の担い手を育てることにもつながっていく。

現在、各小学校で地域住民が取り組んでいる登下校の見守り、放課後子供教室、育成会、避難所運営などの活動は、そのまま「地域学校協働活動」につながっていくと考えられる。その中身は各学校地域の特色や違いはあるが、画一的な「地域学校協働活動」ではなく、それぞれのあり方を尊重し、緩やかな地域のつながりを図っていくことが必要である。

まとめ

今後、西東京市には、継続的な「地域学校協働活動」の推進に向けて、コミュニティ・スクールを導入し、一体として取り組むことを求めたい。また、「地域学校協働活動」は多岐にわたる活動であるため、まずは地域コーディネーターを確保し、地域の実情に応じて地域による学校支援から取り組みを始め、徐々に地域と学校が連携しながら協働へと段階的に進めることが望ましい。そのため、実施可能な学校をモデル校（小学校1校・中学校1校）として指定し、小学校では現在、身近に学校との連携事業としている放課後子供教室をベースとし、中学校においては、学校支援活動等をベースとして期間設定の上で「地域学校協働活動」に取り組み、その成果をもって市内全校へ展開していくことを期待したい。

その際、以下の4点に留意し「地域学校協働活動」を推進することが肝要である。

- 1) 地域コーディネーターとして望まれる人材
 - ・学校・地域・保護者から信頼され、子供の育成に熱意のある人材
 - ・企画力、調整力に優れ、地域資源（人材等）に精通する人材
 - ・PTA 経験者、放課後子供教室、育成会、放課後カフェ、学習支援団体、民生児童委員、保護司、NPO 等の関係者
- 2) 地域コーディネーターの確保
 - ・学校からの推薦や市報等での公募
 - ・NPO 等によるプロポーザル方式の採用
- 3) 学校への働きかけ
 - ・校長会等への協力要請
 - ・教職員を対象とした研修の実施
 - ・情報共有の場である「学校運営連絡協議会」の工夫・改善
- 4) 推進に向けてのステップ
 - ・モデル校（仮称：「地域学校協働活動推進校」）の指定
 - ・コミュニティ・スクール事業の研究・導入
 - ・「地域学校協働本部」及び「地域学校協働活動推進員」の検討・設置
 - ・「地域未来塾」「放課後子供教室」等の研究推進
 - ・地域ボランティアの発掘・育成

なお、「地域学校協働活動」を西東京市で制度化し整備していくために、今後早急に検討すべき点としては、地域コーディネーターの処遇の問題があろう。

「地域学校協働活動」において、地域コーディネーターが有効に機能するためには、市から委嘱を受けた職として、その身分を制度上明確にする必要がある。

また、状況に応じて、地域コーディネーターを複数配置することも検討すべきであろう。

その上で、「地域学校協働活動」のさらなる展開・発展を目指すには、地域コーディネーターを取りまとめる統括コーディネーターの配置も検討すべき課題となる。

今回は、「地域学校協働活動」の早期実現を図るため、モデル校の設置までを提言としたが、今後、モデル校の実施経過を検証しながら「地域学校協働活動推進事業」の制度の確立・拡充に向け更なる提言をしていきたい。

西東京市社会教育委員名簿

<任期 令和元年7月1日から令和3年6月30日まで>

選出区分	氏名	備考
学校教育の関係者	小林 宏	
	矢野 尊久	
社会教育の関係者	木下 伸子	
	小松 真弓	
	菅野 美鈴	
	攝賀 武文	議長
社会教育の関係者 (公 募)	北村 律子	
	星出 卓也	
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	河野 美晴	
	長谷川 和子	副議長
学識経験のある者	岩崎 久美子	
	川原 健太郎	
	高橋 和雄	

検討経過

開催日	内 容
令和元年	
8月26日(月)	配付資料に基づく検討
9月27日(金)	配付資料に基づく検討
10月16日(水)	(視察) 市内小学校2校へ視察
12月27日(金)	配付資料に基づく検討
令和2年	
1月24日(金)	配付資料に基づく検討
2月20日(木)	(研修会) 小平市の地域学校協働活動の現状について
2月28日(金)	配付資料に基づく検討 ワークショップの実施
3月9日(月)	中間提言(案)に基づく検討
27日(金)	中間提言(案)に基づく検討
6月22日(月)	中間提言(案)最終確認
7月9日(木)	中間提言の提出
7月31日(金)	配付資料に基づく検討
8月28日(金)	提言(案)に基づく検討
9月25日(金)	提言(案)最終確認

「地域学校協働活動」のあるべき姿（提言）

令和2年9月

西東京市社会教育委員の会議

事務局 西東京市教育委員会 教育部社会教育課

〒188 - 8666 西東京市南町五丁目6番13号

電話 042 - 420 - 2831